

ウ 警察本部

|          |  |
|----------|--|
| 勤務の評定の目的 | 勤務評定は、法第40条の規定に基づき、職員が職務と責任を遂行した勤務実績、能力及び適性を統一的に評価し、これを職員の処遇、計画的な人材育成、適材適所の人事配置等に活用し、併せて、公務能率の向上に資するために行っています。 |
| 対象職員     | 勤務評定は、次に掲げる職員以外のすべての職員を対象としています。<br>・ 地方警務官<br>・ 非常勤又は臨時的任用職員  |
| 評定者等     | 評定は、原則として、被評定者の複数の上司により行い、調整は、評価者の上位の職にある者が行うものとしています。   |
| 基準日及び期間  | 評定期間は、1月1日から12月31日までの期間とし、12月31日現在で実施しました。   |
| 評定結果の活用  | 評定の結果は、人材育成、人事配置等に活用しました。  |

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の福利厚生の実施状況

ア 安全衛生管理

職員の安全の確保及び健康の保持増進を図り、快適な職場環境を実現するため、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及び福島県職員安全衛生管理規程（昭和58年福島県訓令第11号）に基づき、安全管理者、衛生管理者、産業医等を選任するとともに、衛生委員会、安全衛生委員会等を設置し、職員の安全衛生管理に努めています。

イ 職員の健康管理

疾病の予防、早期発見を図るため、労働安全衛生法に基づき、「胸部健康診断」、「成人病予防健康診断」、「特別健康診断」などの各種健康診断等を実施し、職員の健康管理に努めています。

平成20年度の実施状況は、次のとおりです。

(ア) 健康診断の実施状況

a 知事部局等（教育委員会及び警察本部を除く。）

| 健康診断種別           | 実施主体   | 対象者数  | 受診者数  | 受診率<br>(%) |
|------------------|--------|-------|-------|------------|
| 胸部健康診断           | 県      | 4,910 | 4,858 | 98.9       |
| 特別健康診断           | 県      | 1,398 | 2,368 | 84.7       |
| 成人病予防健康診断（35歳以上） | 県      | 3,365 | 3,334 | 99.1       |
| 成人病予防健康診断（35歳未満） | 県      | 1,512 | 1,496 | 98.9       |
| 新規採用職員健康診断       | 県      | 100   | 100   | 100.0      |
| 婦人科健康診断（子宮がん）    | 県      | 466   | 419   | 89.9       |
| 婦人科健康診断（乳がん）     | 県      | 219   | 202   | 92.2       |
| 人間ドック健康診断        | 県・共済組合 | 1,790 | 1,778 | 99.3       |
| VDT作業従事職員健康診断    | 県      | 5,076 | 3,688 | 72.7       |

（注） 特別健康診断の受診者数は、年2回実施の延べ人数です。

b 病院局（健康診断は、病院局においても別途実施しています（人間ドックを除く。））

| 健康診断種別            | 実施主体   | 対象者数 | 受診者数 | 受診率<br>(%) |
|-------------------|--------|------|------|------------|
| 胸部健康診断            | 病院局    | 821  | 671  | 81.7       |
| 特別健康診断            | 病院局    | 989  | 845  | 85.4       |
| 成人病予防健康診断（35歳以上）  | 病院局    | 560  | 466  | 83.2       |
| 成人病予防健康診断（35歳未満）  | 病院局    | 261  | 231  | 88.5       |
| 新規採用職員健康診断        | 病院局    | 33   | 27   | 81.8       |
| 婦人科健康診断（子宮がん）     | 病院局    | 183  | 158  | 86.3       |
| 婦人科健康診断（乳がん）      | 病院局    | 136  | 111  | 81.6       |
| 人間ドック健康診断         | 県・共済組合 | 194  | 186  | 95.9       |
| V D T作業特定従事職員健康診断 | 病院局    | 196  | 153  | 78.1       |

（注） 特別健康診断の対象者数及び受診者数は、延べ人数です。

c 教育委員会

| 健康診断種別             | 実施主体                       | 対象者数  | 受診者数  | 受診率<br>(%) |
|--------------------|----------------------------|-------|-------|------------|
| 新規採用教職員健康診断        | 県（教）                       | 148   | 148   | 100.0      |
| 教職員定期健康診断          | 県（教）                       | 5,241 | 5,032 | 96.0       |
| 教職員結核健康診断          | 県（教）                       | 5,241 | 4,302 | 82.1       |
| V D T作業従事教職員健康診断   | 県（教）                       | 4,604 | 4,220 | 91.7       |
| 教職員人間ドック(脳ドックを含む。) | 共済組合<br>県（教）<br>市町村<br>互助会 | 7,370 | 5,942 | 80.6       |
| 乳がん・子宮がん検診         | 共済組合<br>県（教）               | 7,029 | 3,944 | 56.1       |

d 警察本部

| 健康診断種別       | 実施主体         | 対象者数  | 受診者数  | 受診率<br>(%) |
|--------------|--------------|-------|-------|------------|
| 結核精密検査       | 県（警）         | 7     | 7     | 100.0      |
| 生活習慣病検診      | 県（警）<br>共済組合 | 3,592 | 3,552 | 98.9       |
| 特別健康診断       | 県（警）         | 18    | 18    | 100.0      |
| 雇入時健康診断      | 県（警）         | 203   | 203   | 100.0      |
| V D T作業員健康診断 | 県（警）         | 41    | 41    | 100.0      |
| 婦人科健康診断      | 県（警）         | 196   | 161   | 82.1       |

(1) その他の事業の概要（主なもの）

a 知事部局等（教育委員会及び警察本部を除く。）

| 事業名称                    | 事業概要          | 実施主体 | 実施人数  |
|-------------------------|---------------|------|-------|
| 健康診断事後指導                | 要注意所見のある職員の指導 | 県    | 321   |
| 健康相談事業                  | 心身の健康に関する相談   | 県    | 204   |
| 30歳時健康教育事業              | 心と体の健康づくり     | 県    | 123   |
| メンタルヘルスサポート研修           | 心の健康づくり       | 県    | 126   |
| メンタルヘルス(職場復帰・再発防止支援)研修会 | 心の健康づくり       | 県    | 68    |
| 特定健康診査・                 | 特定健康診査        | 共済組合 | 5,090 |
| 特定保健指導事業                | 特定保健指導        |      |       |

被扶養者を含む。

b 教育委員会

| 事業名称        | 事業概要            | 実施主体 | 実施人数 |
|-------------|-----------------|------|------|
| 教職員相談       | 職場や家庭、健康についての相談 | 県(教) | 252  |
| メンタルヘルスセミナー | 教職員の心の健康づくり     | 共済組合 | 200  |
| 教職員健康相談事業   | 心身の悩みについての相談    | 共済組合 | 16   |

c 警察本部

| 事業名称     | 事業概要          | 実施主体 | 実施人数 |
|----------|---------------|------|------|
| 安全衛生セミナー | 心の健康づくり       | 県(警) | 109  |
| 健康管理講習会  | 健康管理の集団指導     | 県(警) | 55   |
| 保健指導     | 心身の健康に関する個別指導 | 県(警) | 39   |

(2) 公務災害等の状況

| 区分   | 平成19年度<br>未認定件数 | 平成20年度<br>申請件数 | 平成20年度中認定状況 |     |     |     | 平成20年度<br>未認定件数 |
|------|-----------------|----------------|-------------|-----|-----|-----|-----------------|
|      |                 |                | 公務上         | 公務外 | 取下げ | 計   |                 |
| 公務災害 | 2               | 201            | 199         | 2   | 0   | 201 | 2               |
| 通勤災害 | 0               | 14             | 14          | 0   | 0   | 14  | 0               |
| 合計   | 2               | 215            | 213         | 2   | 0   | 215 | 2               |

(3) 職員の利益の保護の状況

職員の利益は、勤務条件に関する措置要求制度及び不利益処分に対する不服申立て制度により保護されています。

ア 勤務条件に関する措置要求制度

法第46条により、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、人事委員会に対して、任命権者により適当な措置が執られるべきことを要求することができる制度。

イ 不利益処分に対する不服申立て制度

法第49条により、懲戒その他職員の意に反すると認める不利益処分を受けたとき、人事委員会に不服申立てをすることができる制度。

これらの制度に関する平成20年度の状況は「福島県人事委員会の業務報告（平成20年度）」3及び4のとおりです。

8 その他知事が必要と認める事項

(1) 公益通報の状況

職員からの内部通報に関する窓口を設置し、通報者の保護を図りながら、法令違反等の未然防止や是正等の措置を行うことにより、適法かつ公正な県政運営を進めるため、公益通報制度を実施しています。

なお、平成20年度の状況は、以下のとおりです。

| 機 関 名   | 通報件数 | (うち受理件数) | (うち不受理件数) |
|---------|------|----------|-----------|
| 知事部局    | 3    | 2        | 1         |
| 企業局     | 0    | 0        | 0         |
| 病院局     | 0    | 0        | 0         |
| 教育委員会   | 1    | 1        | 0         |
| 警察本部    | 0    | 0        | 0         |
| その他委員会等 | 0    | 0        | 0         |

(注) 1 知事部局の受理件数2件のうち是正措置を要しなかったもの 1件

(注) 2 知事部局の受理件数2件のうち翌年度継続して調査を実施したもの 1件

(2) 職員に対する働きかけに関する対応状況

職員が、一定の公職にある者等から入札及び契約事務並びに採用その他人事に関する事務に関する働きかけを受けた場合、その内容を記録し、組織として適切な対応に努めるとともに、透明で開かれた県政の運営に資するよう当該記録票については、公開の対象としております。ただし、議会、公聴会等の公式又は公開の場におけるもの、陳情書、要望書等の書面によるもの及び単なる照会又は資料請求は、記録の対象から除きます。

(平成20年度の状況)

働きかけを受けた案件 なし